

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	9	公害対策
分科会	3	環境衛生	調整項目	3	公害対策審議会

中条町担当	町民福祉課	生活環境係	担当者名	
黒川村担当	住民課	環境衛生係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考																				
記載事項	中 条 町	黒 川 村																							
名 称	中条町環境審議会	黒川村公害対策審議会			審議会の委員数は10名以内とし、合併時に中条町の例により統一する。																				
目 的	審議会は、町長の諮問に応じ、町民の健全なる生活環境保全を目指して環境に関する調査審議を行い、町長に答申する。	審議会は、村長の諮問に応じ公害防止に関する事項について調査、審議する。																							
概 要	<p>審議会は、委員6人で組織する。</p> <p>委員は、学識経験を有する者、関係機関の職員及び町内に在住する者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>委員に欠員を生じたとき、町長はすみやかに補充するものとし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の中から互選する。</p> <p>会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>議事は、出席委員の過半数で決定する。</p>	<p>審議会は、委員10名以内で組織する。</p> <p>委員は、村議会議員、産業団体の役員、学識経験者、その他村長が認めた者のうちから村長が委嘱する。</p> <p>委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。</p> <p>(役員を選出)</p> <p>第6条 正副会長は委員の互選とする。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は審議会を代表し、会務を統理する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。</p> <p>3 正副会長に事故あるときは、予め会長の指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 議事は、出席委員の過半数で決定し、同数の時は議長が決定する。</p>																							
関係法令等	中条町環境審議会条例	黒川村公害対策審議会規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				備考 平成15年度当初予算ベース
財政への影響額		単位：千円																							
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																						
中条町																									
黒川村																									
計																									